

令和 7 年度朝霞市立朝霞第八小学校 第 1 回学校運営協議会

令和 7 年 4 月 23 日

14:00 ~ 15:00

ランチルーム

1 規則、会長・副会長等の確認

2 令和 7 年度学校経営方針について（確認）

3 50周年記念式典について

4 その他

- ・令和 7 年度行事予定
- ・令和 7 年度学校運営協議会予定

第 2 回	第 3 回	第 4 回	第 5 回
7 月 22 日（火） 14:00 ランチルーム	11 月 8 日（土） 10:00 ランチルーム	R8. 1 月 27 日（火） 14:00 ランチルーム	R8. 3 月 3 日（火） 14:00 ランチルーム

※予定は変更になることもあります。ご承知おきください。

問合せ先（事務局）

朝霞市栄町 5-1-41

朝霞第八小学校教頭 藤田 佐知子

越後 広栄

電話番号 048-465-8381

メールアドレス a8shou_k2@asaka-s.ed.jp

朝霞第八小学校運営協議会委員名簿

種別	氏 名	(役職・地位等)
2号	熊上 藤子	保護者と先生の会前会長
2号	渡邊 貞稔	保護者と先生の会会长
3号	三澤 美恵子	南部民生委員児童委員、学校応援団コーディネーター
3号	星野 道子	更生保護女性会朝霞支部支部長、学校応援団コーディネーター
3号	鈴木 康宏	元保護者と先生の会会长
3号	廣江 芳裕	NPO 法人朝霞ぐらんぱの会代表理事
3号	野田 光枝	元学校応援団事務局長
5号	岩崎 英雄	本校校長

学校運営協議会について

1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第47条の6

- 1 教育委員会は、学校ごとに当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならない。
- 2 学校運営協議会の委員は、次に掲げる者について、教育委員会が任命する。
 - ① 対象学校の所在する地域の住民
 - ② 対象学校に在籍する児童の保護者
 - ③ 地域学校協働活動推進員その他対象学校の運営に資する活動を行う者
 - ④ その他教育委員会が必要と認める者
- 3 校長は、学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、学校運営協議会の承認を得なければならない。
- 4 学校運営協議会は、当該学校の運営に関する事項について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

2 朝霞市学校運営協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の6に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 協議会は、学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、朝霞市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、地域住民、

児童又は生徒（以下「児童等」という。）の保護者その他の関係者（以下「地域住民等」という。）の学校の運営への参画並びに地域住民等による学校の運営への支援及び協力の促進を図ることにより、学校と地域住民等が信頼関係を深め、一体となって学校の運営の改善及び児童等の健全育成に取り組むことを目的とする。

（意見聴取等）

第3条 教育委員会は、協議会を置こうとするときは、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校（以下「対象学校」という。）の校長及び地域住民等の意見を聞くものとする。

2 教育委員会は、協議会の設置を決定したときは、対象学校を明示し、当該対象学校に対してその旨を通知するものとする。

（学校の運営に関する基本的な方針の承認）

第4条 法第47条の6第4項に規定する教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 学校経営計画に関すること。
- (2) 組織編成に関すること。
- (3) 学校予算の編成及び執行に関すること。
- (4) 施設管理に関すること。
- (5) 施設設備に関すること。

2 対象学校の校長は、法第47条の6第4項の規定に基づき承認を得た基本的な方針に従って、学校の運営を行うものとする。

（職員の採用等に関する意見の申出）

第5条 法第47条の6第7項の教育委員会規則で定める事項は、対象学校の職員の採用、転任等に関するものとする。ただし、個人及び個別の事案については除くものとする。

(学校の運営に関する評価)

第6条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営について評価を行うものとする。

(組織)

第7条 協議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 対象学校が所在する地域の住民
- (2) 対象学校に在籍する児童等の保護者
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 対象学校の校長
- (6) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第8条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第9条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第10条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務等)

第11条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項のほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員たるにふさわしくない非を行うこと。
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に利用すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、協議会及び対象学校の運営に著しく支障をきたす言動をとること。

(研修等)

第12条 教育委員会は、委員に対して、協議会及び委員の役割、責任等について、正しい知識及び理解を得るために、必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第13条 教育委員会は、協議会の運営状況について的確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報提供に努めなければならない。

(委員の解任)

第14条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解任することができる。

- (1) 委員本人から退任の申出があったとき。
- (2) 第11条の規定に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、解任に相当する事由があると認められるとき。

2 教育委員会は、委員を解任するときは、その理由を示さなければならない。

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

朝霞市立朝霞第八小学校学校運営協議会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、朝霞市立朝霞第八小学校学校運営協議会の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続等)

第2条 傍聴人の定員は10人とする。ただし、会議場の規模により、これを増減することができる。

2 会議を傍聴しようとする者は、会議の開催30分前から開催予定時刻までに、先着順に受付において申し込み、会長の許可を得た上で、会場に入場するものとする。

(傍聴することができない者)

第3条 次に掲げる者は、傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 会議の妨害になると認められる器物等を携帯している者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第4条 傍聴人は、会場においては次に掲げる事項をしてはならない。

- (1) はち巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメット等を着用すること。
- (2) ビラ、プラカード、旗等を持ち込み、公然と意見を表明すること。
- (3) 飲食又は喫煙すること。
- (4) 携帯電話等の受信音を出すこと。
- (5) 写真撮影、録画、録音等を行うこと。ただし、会長の許可を得た場合はこの限りでない。
- (6) 会議における言論に対して発言、拍手その他の方法により公然と意見を表明すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会場の秩序を乱し、又は会議の支障となるような行為をすること。

(傍聴人の退場)

第5条 傍聴人は、会議を非公開とする議決があったときは、退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第6条 傍聴人がこの要領に違反するときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

事務連絡
令和7年4月21日

学校運営協議会委員 各位

朝霞市教育委員会教育管理課長
横瀬 修克

学校運営協議会委員報酬等の支払いについて

日ごろから学校運営協議会にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、学校運営協議会委員をお勤めいただくにあたり、報酬等の支払いにつきまして、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 委員報酬について

年額12,000円となっており、年度末にお支払いする予定です。なお、年度途中に離職されたときは、月額1,000円で任期月数分を離職後にお支払いする予定です。

2 旅費について

1回あたり2,400円となっており、協議会や研修会にご出席いただいた回数分を委員報酬と一緒にお支払いする予定です。なお、研修会や視察のため、市外に出張した場合は、かかった交通費も一緒にお支払いします。

3 その他

今年度から新たに任命された方につきましては、支払事務のため、口座振替依頼書等をご提出いただきます。提出時期や必要書類につきましては、別途ご案内をお送りいたしますので、ご協力くださいますようお願ひいたします。

※ご不明な点等ございましたら、事務担当者までお問い合わせください。

(お問い合わせ先) 朝霞市教育委員会教育管理課
学務係 生沼
電話: 048-463-0793
メール: kyoiku_kanri@city.asaka.lg.jp

令和7年度朝霞市立朝霞第八小学校 学校経営方針

朝霞市立朝霞第八小学校
校長 岩崎英雄

1 学校教育目標

人間尊重の精神を基調とし、知・徳・体の調和のとれた、健康で人間性豊かな子供の育成を目指す。

学校教育目標は、学校が組織として目指す教育方針の根幹である。この学校教育目標には、本校の歴史や伝統、これまで先輩方が築いてくださった成果が反映されているとともに、現在の児童の実態や保護者・地域住民の願い、社会の変化への対応等を踏まえて設定した。(不易と流行)

2 目指す学校像

教育は子供の未来づくり～児童に未来を生き抜く力の基礎を育てる学校～

- | | |
|-------------------|-----------------------|
| (1) 子供が主役である学校 | 子供が生き生きしている学校を目指して |
| (2) 信頼される学校 | 保護者から 地域から 何より子供から |
| (3) 地域の中に生きる学校 | 学校に関わってくれる地域 地域に関わる学校 |
| (4) よりそいと優しさのある学校 | 誰に対してもよりそいと優しさを |

学習指導要領では、学校で学んだことが児童の「生きる力」となり、児童の今後の人生に繋がって欲しいという願いが込められている。児童は、今後、変化が激しく予測困難な社会において生きていくことになる。しかし、変化に対応することのできる力の基礎を現時点で育てることにより、変化の激しい社会においても、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、判断し、行動することができる。このことにより、児童が将来、それぞれに思い描く幸せを実現してもらいたいと考えて目指す学校像を設定した。

3 目指す児童像

○かしこく

- ・よく聴き、よく考え、自分の言葉で表現できる子供
- ・自分で判断し、行動する子供
- ・友達と協力、協働し合い、考えを深められる子供 ※1

○やさしく

- ・自分や友達を大切にし、仲良く協力し合える子供
- ・元気にあいさつや返事ができ、ふれあいを大切にする子供

○たくましく

- ・困難にくじけず、自ら進んでねばり強く頑張ろうとする子供 ※2
- ・めあてを持って、進んで運動に取り組む子供
- ・健康や安全に気を付けて生活する子供

※1 学校でのICT活用が浸透する中で、児童生徒1人ひとりが自分のペースで学べる個別最適な学びの充実と、他者とともに多様な意見を共有しつつ合意形成を図る協働的な学びの両方を重視することが求められていることから、協働的な学びという視点で付け加えた。

※2 「最後まで頑張ろうとする子供」から表現を変更。

4 目指す教師像

- (1) 児童一人一人の意欲や可能性を引き出して伸ばす教師
- (2) 豊かな人間性を持ち、児童一人一人の心に寄り添う教師
- (3) 自らの心身の健康に留意をし、職務に全力を尽くす教師
- (4) 絶えず研修に努め、児童や保護者から信頼される教師

教師は、児童にとって最大の教育環境である。児童は、教師の後ろ姿を見て育つものである。教師の日々の具体的な言動が児童に与える影響は計り知れない。学校教育目標 及び目指す児童像に示された児童を育成するためにはどのような教師が求められるのかということを考えて目指す教師像を設定した。

5 学校経営方針

- (1) 全教職員の創意と知恵を活かしながら、学校教育目標の具現化を図る。
- (2) 教育活動全体を通じて、児童理解に立脚した児童第一主義の教育を実践する。
- (3) 児童一人一人が自分のよさに気づき、他者と認め合える教育活動を展開する。
- (4) 児童が夢を持ち、その実現に向けて努力ができるよう、教育環境を整備する。
- (5) 家庭や地域と連携を深め、地域に根ざした信頼される学校づくりに努める。

6 本年度の重点目標

(1) 確かな学力の向上

- ・学ぶために必要な5つの力を育成する。
①他人の話を聴く力 ②集中して学習する力
③なぜ・どうしてと疑問をもつ力 ④丁寧に学習する力
⑤わからないことを聞く・調べる力
- ・子どもとともにつくる学習課題、まとめ・ふりかえりを子どもの言葉で書かせる授業づくりを日常とする。
- ・協働的な学びでは、子ども同士や大人も含めた他者との話し合いを充実させる。
- ・一人一台のICT端末を活用し、個別最適な学びを充実させる。
→個に応じた指導、問題解決的な学習・学び合い学習による授業展開等
- ・指導目標を明確にした分かる授業を実施する。
- ・オンラインドリル等の活用により基礎的・基本的事項を確実に定着させる。
- ・ICT機器の効果的な活用と情報モラル教育を推進する。

(2) 豊かな心の育成

- ・道徳教育の授業を充実させることで、児童の道徳的実践力を養う。
- ・育みたい力を踏まえ、異学年との交流や縦割り活動を充実させる。
- ・児童の主体性を發揮させる自治的な活動を充実させる。
- ・気持ちのよい、さわやかなあいさつができるよう指導する。
- ・読書活動及び読み聞かせを実施する。
- ・全教育活動を通じて体験活動を充実させる。

(3) 健やかな体の育成

- ・運動量を確保し、運動の楽しさを味わわせる体育授業を展開する。
- ・新体力テストの結果を踏まえ、実態に応じた補強運動を実施する。
- ・外遊びや体育行事に合わせた運動等を推奨し、運動の日常化に努める。
- ・自らの健康に关心を持ち、健康増進に励む食育を推進する。

(養護・栄養教諭と連携)

(4) 安全・安心な学校づくりの推進

- ・安全点検の着実な実施と、迅速な対応を行う。
- ・避難訓練を実施し、児童の「自分の身を自分で守る」という防災意識を高

める。

- ・児童引き渡しとなった際の、第四中学校との連携の在り方について検討する。
- ・廊下歩行や「外遊びのルール」を徹底する。
- ・健康状況調査等による個に応じた配慮事項の対応を徹底する。

(5) 生徒指導・教育相談の充実

- ・いじめの未然防止、早期発見及び解消率100%に向け組織的に対応する。
- ・生活目標を効果的に活用し積極的な生徒指導を実施する。
- ・不登校の早期発見、早期支援に努め必要に応じて、関係機関との連携を図る。
- ・校内の相談体制を充実させ、スクールカウンセラー等との連携のもと、保護者、児童の支援にあたる。
- ・特別な支援や配慮を要する児童の状況を把握するとともに校内支援体制を充実させる。
- ・個別の支援計画に基づく個に応じたきめ細やかな指導を実践する。

(6) 特色ある学校づくりの推進

- ・コミュニティスクールとして学校運営協議会と連携した学校経営を推進する。
- ・学校応援コーディネーターを中心とした学校応援団活動を充実させ、地域人材を活用した授業実践を推進する。
- ・学校ファームにおける体験活動を充実させる。
- ・保護者や地域の方の協力を得て、登下校時の見守り活動を充実させる。
- ・朝霞第四中学校との教育活動連携を推進し、相互交流を深める。
- ・地域施設を活用した教育活動を充実させる。
- ・学校公開、ホームページ、Tetoru等による教育活動等の情報発信を推進する。
- ・学校評価により教育活動の改善を図る。

(7) 研究・研修の推進（人材育成）

- ・教職員の学校運営への参画意識を向上させる。
- ・経験年数やライフステージに応じた研修への意欲的な参加を推進する。
- ・学校課題の解決を図り、教職員相互の理解を深める校内研修を推進する。
- ・自らの資質や能力、指導力、人間性の向上を図る自己研修を推進する。
- ・総合型校務支援システム導入に伴いその活用力を習得する。
- ・教職員倫理確立委員会や事故防止年間計画に基づいた活動を充実させ、教職員事故の根絶を図る。

(8) 働き方改革の推進

- ・校務支援システムの活用による業務の効率化を図る。
- ・タイムマネジメントの視点で校務を見直し、教職員の意識改革を図る。
⇒費用対効果の視点での業務の見直し
⇒勤務時間の自己管理の徹底
(超過勤務月45時間未満、年間360時間未満)
- ・会議の精選や提案方法の工夫等により、回数の削減、時間短縮を行う。
- ・計画的な年休取得を促進するとともに、月1回のふれあいデーを確実に実施する。

朝霞市立朝霞第八小学校

五十周年記念式典 式次第 **(案)**

- 一 開式の言葉
- 二 国歌斉唱
- 三 学校長あいさつ
- 四 来賓祝辞（市長・教育長）
- 五 来賓紹介
- 六 児童発表（六年生）
- 七 校歌斉唱
- 八 閉式の言葉

4月23日（水）時点での案となります。

時間は午前9時00分～9時40分を想定しています。

学校運営協議会委員様は、職員列にお座りいただきます。

参列は6年生のみとなります。ZOOMで5年生以下は参列します。

※青字は仮予

令和7年度 朝霞市立朝霞第八小学校年間行事計画（保護者版）

令和7年4月18日現在

4月(15,16)		5月(20)		6月(21)		7月(14)		8月(1)		9月(20)		10月(22)		11月(17)		12月(18)		1月(16)		2月(18)		3月(18,16)		
1 火	春休葉日	1 木	学校朝会①・3・5年・わくは	1 日		1 火		1 金	5年林間学校② 彩夏祭	1 月	短縮4(12:05下校) 教育実習2~9/26	1 水		1 土	仲町保育園運動会② ~13:00体育館	1 月	委員会活動⑧	1 木	元日	1 日		1 日		
2 水		2 金	短縮5 一戸下校	2 月	学校朝会②	2 水	四中とのあいさつ運動	2 土	彩夏祭	2 火	給食開始 短縮5(13:35下校)	2 木	学校朝会③	2 日	開校記念日	2 火	懇談会3・5学年	2 金		2 月	学校朝会④	2 月	クラブ⑩・委員会⑩ 反省	
3 木	新6年準備登校(午後)	3 土	(祝日) 憲法記念日	3 火		3 木	音楽集会③(2年) スクールガード義成旗会	3 日	彩夏祭	3 水	4年6時間授業	3 月	(祝日) 文化の日	3 水		4年中のあいさつ運動 懇談会1・2学年・わくは学級	3 土		3 火		3 火	学校運営協議会 14:00		
4 金		4 日	(祝日) みどりの日	4 水	5年内科検診	4 金	林間学校説明会 (5年5時間授業)	4 月		4 木	環境集会②	4 土	メリーポンツキッズ 朝霧ルーム8:00~ 13:00	4 火		4 木	音楽朝会④(3年) 音楽会4・6学年	4 日		4 水	四中のあいさつ運動 授業実習・部類合1・2 年・わくは学級懇談会のみ	4 水	水曜日課 学校朝会 四中3days①	
5 土		5 月	(祝日) こどもの日	5 木	体育朝会(フルネーム) 50周年写真	5 土		5 火		5 金	4年6時間授業	5 日		5 水	6年小学校陸上大会	5 金	6年社会科見学 国食・科学技術館 4年6時間授業	5 月		5 木	6年生を送る会 (児童会7)	5 木	6年生を送る会 授業参観・懇談会4学 年	
6 日		6 火	振替休日	6 金	火曜日課(4年6時 間授業)	6 日		6 水	学校閉庁日 (~15日)	6 土		6 月	委員会活動⑥	6 木	月曜日課・委員会 活動7児童集会⑤	6 土		6 火		6 金	四中3days③	6 金	授業参観・懇談会 3・5学年	
7 月		7 水	6年内科検診 地域会員・わくは個人面 談・13日	7 土	103の会イベント 校長と語る会	7 月	委員会活動④	7 木		7 日	おやこ劇場9:00~ 16:00(体育館・校庭 使用)	7 火		7 金	50周年記念式典 4年6時間授業	7 日	広沢町内防災訓練 9:00~12:00校庭	7 水		7 土		7 土		
8 火	1学期始業式 短縮3 (6年のみ短縮4) 中学校入学式(午前中) 医療科検査(2・4・6年)	8 木	体育集会① 6年生旅行(4年6時 間)・わくは個人面 談	8 日		8 火		8 金		8 月	委員会活動⑤	8 水		8 土	学校公開日(特別3・1 例有月曜日課)引退講師 歴史探訪会10:00	8 月		8 木	3学期始業式 短縮5(11:20下校)	8 日		8 日		
9 水	入学式午後	9 金		9 月	クラブ活動②	9 水	学校応援団大合唱① 避難訓練(高差ショート)	9 土		9 火		9 木	体育集会③	9 日		9 火	避難訓練(火災 3年体験)	9 金	短縮5(13:35下校) 給食開始	9 月	委員会活動⑨	9 月		
10 木	短縮3 1年生短縮3開始 ~21日 通学会議(2校時)	10 土	3年ライオンズ 教室①	10 火		10 木		10 日		10 水		10 金	運動会前日準備 1~4年4時間(340分)校 5~6年5時間(1440分)校	10 月	振替休業日	10 水		10 土		10 火		10 火		
11 金	短縮5(13:35下校)	11 日		11 水	3年ライオンズ 教室②	11 金		11 月	(祝日) 山の日 森ナーフレッシュナイト	11 木	体育集会②	11 土	運動会(山の日) 森ナーフレッシュナイト	11 火	陸上大会準備日	11 木	環境集会③	11 日		11 水	(祝日) 建国記念の日	11 水		
12 土		12 月	麻痺力調査(6年) 教育実習①~6/6 歯科検査2・4・6年	12 木	環境集会① 歯科検査2・4・6年	12 土		12 火		12 金	4年6時間授業	12 日		12 水	4年6時間授業 避難訓練・3年煙体 錢予備日	12 金	わくはなかよし 発表会リハーサ ル	12 月	(祝日) 成人の日	12 木	わくはなかよし 発表会 新班長会議	12 木		
13 日		13 火	1年小腸検診(9:30~ 11:30) 地域会員(辰 経日)	13 金	50周年写真予備日	13 日		13 水		13 土		13 月	(祝日) スポーツの日	13 木	県民の日(学校閉 庁日)	13 土		13 火		13 金	中学校卒業式	13 金		
14 月	委員会活動① 通学会議日(2 校時)	14 水	県学力調査(5年)	14 土		14 月	短縮5(13:35下校)	14 木		14 日		14 火	振替休業日 (給食カット)	14 金	県民の日(学校閉 庁日)	14 日		14 水	103の会イ ント	14 土		14 火		
15 火	授業参観・懇談会5・6 学年 1年生交通安全教室 会議(Zoom) 1500	15 木		15 日		15 火		15 金	短縮5(13:35下校) 給食終日	15 月	(祝日) 敬老の日	15 水	運動会予備日①	15 土		15 月	クラブ活動⑦	15 木	学級の時間	15 日		15 火		
16 水	河蟹祭り・整地会2年 整地会のみ1年生・わくは 小学校3年内科検査	16 金	避難訓練(地震)	16 月	委員会活動③	16 水	短縮4(12:05下校)	16 土		16 火		16 木	運動会予備日②	16 日		16 火		16 金	5年音楽鑑賞会	16 月	クラブ活動⑨(3年 見学)	16 月		
17 木	全国学力調査状況調査6年 年 授業参観・懇談会3・4学 年	17 土		17 火	個人面談① 短5(13:35下校)	17 木	短縮4(12:05下校)	17 日		17 水		17 金	4年6時間授業	17 月	クラブ活動⑥	17 水		17 土		17 火		17 火		
18 金		18 日		18 水	個人面談② 短5(13:35下校)	18 金	1学期終業式 短縮3(11:20下校)	18 月		18 木	児童集会③	18 土	仲町保育園運動会① 5年肩柱斜角検診 (8:50~午前)	18 火		18 木	学級の時間	18 日		18 水	短縮5(13:35下校)	18 水		
19 土	103の会イ ント	19 月		19 木	児童集会②	19 土		19 火		19 金	4年6時間授業	19 日		19 水	短縮5(13:35下校) 給食終日	19 金	短縮5(13:35下校) 給食終日	19 月		19 木	体育集会⑤	19 木	短縮5(13:35下校) 1~5年運動会	
20 日		20 火		20 金	尿検査(2次) 避難訓練予備日	20 日		20 水		20 土		20 月	クラブ活動⑤	20 木	朝霞市教育委員会・ 南部教育事務所学校 訪問	20 土		20 火		20 金	(祝日) 春分の日	20 金		
21 月		21 水		21 木	(祝日) 海の日	21 月		21 火		21 金	4年6時間授業	21 日		21 水	4年6時間授業	21 日		21 火	避難訓練(サンサ ン)	21 土	わくはなかよし作品展	21 土		
22 火	1年4時間前・ならし給食~ 23日 全国学力調査状況調査6年 年	22 木		22 日	音楽会(4年) 1年・わくは学級投票参 加(5校時・1年生5時 間授業)	22 火	第2回学校開放委員会 16:00	22 金		22 月	クラブ活動④	22 水	月曜日課+水曜日課	22 土		22 月	短縮4(12:05下校)	22 木	体育集会④	22 日	わくはなかよし作品展	22 日		
23 水	1年生を迎える会(児童 集会)・学校運営協議会14:00	23 金		23 月	クラブ活動③	23 水		23 火		23 木		23 火	(祝日) 秋分の日	23 木	(祝日) 勤労感謝の日	23 火		23 月	(祝日) 天皇誕生日	23 月	短縮5(13:35下校) 給食最終日 卒業式当日準備	23 月		
24 木	1年生始業式 2年内科検査 原検査(1次)	24 土		24 火	個人面談④ 短5(13:35下校)	24 木	14:00	24 日		24 水		24 金	4年6時間授業	24 月	振替休日	24 水	2学期終業式 短縮3(11:20下校)	24 土		24 火		24 火	小学校卒業式 1~5年運動会	
25 金	6年ごろの劇場 原検査(1次)	25 日		25 水	個人面談⑤ 短5(13:35下校)	25 金		25 月		25 木		25 火	音楽集会④(5年)	25 土	ふれあいフェス ティバル	25 火		25 木		25 水	短縮3(11:20下校)	25 水	修了式 短縮3(11:20下校)	
26 土		26 月	クラブ活動①	26 木	音楽集会②(6 年)	26 土		26 火	学校保健委員会13: 30~15:00	26 金	4年6時間授業	26 日		26 水		26 金	6年授業参観・懇談会 11:00~13:00	26 木		26 火		26 火		
27 日		27 火		27 金	個人面談⑥ 短5(13:35下校)	27 日		27 水		27 土		27 月	職員会議⑧	27 木	しいの実まつり (児童会6会)	27 土		27 火	学校運営協議会	27 金		27 金		
28 月	離任式(5校時) 2年5時間授業	28 水	4年自転車講習会	28 土		28 月		28 木		28 日	5月音楽会	28 火		28 金	6年社会科見学グリコ マースト・中島公園 4年6時間授業	28 日		28 水	避難訓練予備日(サ ンサン)	28 土		28 火		
29 火	(祝日) 昭和の日	29 木	修学旅行①	29 日		29 火		29 金	2学期始業式 短縮3(11:20下校)	29 月		29 水	就学健診検診13:30 短縮4(12:05下校) 結果発表14:00	29 火		29 土		29 月		29 木	音楽集会⑥(1年) 新3年生迎帰式	29 日		
30 水	眼科検査(AM全校) 1年・わくは内科検査	30 金	修学旅行②	30 月		30 水		30 木		30 火		30 木		30 火		30 木		30 金		30 月		30 月		
		31 土			1学期71(70)日 2期79日 3月期51(50)日 年間201日 1年200日 6年199日	31 木	5年林間学校①	31 日			クラブ(3/4/3)10回 委員会(4/4/2)10回	31 金	1年生活科見学哲 光山公園 4年6時間授業					31 水		31 土				

令和7年度
朝霞市立朝霞第八小学校
グランドデザイン



- ・日本国憲法・教育基本法・学校教育法
- ・第4期埼玉県教育振興基本計画
- ・学校教育法施行令及び同施行規則等
- ・文部科学省小学校学習指導要領
- ・「令和の日本型学校教育」の構築を目指して（中央教育審議会）
- ・次期教育振興基本計画の策定について（中央教育審議会）

《目指す学校像》

教育は子供の未来づくり
—児童に未来を生き抜く力の基礎を育てる学校—
・子どもが主役である学校
・信頼される学校
・地域の中にある学校
・よりそいと優しさのある学校

重点目標

1 確かな学力の向上

- 学ぶために必要な5つの力の育成
- 子供とともにつくる学習課題
- 協働的な学び、話し合いの充実
- オンラインドリル等の活用による基礎基本の定着
- ICT機器の効果的活用と情報モラル教育の推進

3 健やかな体の育成

- 運動量を確保し、運動の楽しさを味わわせる体育授業の展開
- 新体力テストの結果を踏まえた体育授業の工夫改善（補強運動の実施）
- 自らの健康に関心を持ち、健康増進に励む食育の推進
- 運動の日常化

6 特色ある学校づくりの推進

- 学校運営協議会と連携した学校運営の推進
- 地域人材活用による授業の実践
- 学校ファームにおける体験活動の充実
- 地域施設を活用した教育活動の実施
- 保護者や地域の協力による見守り活動の充実

【学校教育目標】
人間尊重の精神を基調とし、
知・徳・体の調和のとれた
健康で人間性豊かな子供の育成を目指す

学校の概要
創立 昭和51年4月1日（50年目）
児童数 1,115名（4月1日現在）
学級数 36学級
職員数 52名（県費負担）

- ・学校保健安全法・学校給食法等
 - ・令和7年度埼玉県教育行政重点懸念
 - ・埼玉県指導の重点・努力点
 - ・第3期朝霞市教育振興基本計画
- 基本理念
「心豊かに生きる力を育む朝霞の教育
◎保護者の願い
◎地域の願い
◎教師の願い

《目指す児童像》

- 《かしこく》
・よく聴き、よく考え、自分の言葉で表現できる子供
・自分で判断し、行動する子供
・友達と協力、協働し合い、考えを深められる子供
- 《やさしく》
・相手の気持ちや状況を考えて、仲良く協力し合える子供
・元気に挨拶や返事ができ、ふれあいを大切にする子供
- 《たくましく》
・困難にくじけず、最後までがんばろうとする子供
・めあてを持って、進んで運動に取り組む子供
・健康や安全に気を付けて生活できる子供

《目指す教師像》

- ・児童一人一人の意欲や可能性を引き出して伸ばす教師
- ・豊かな人間性を持ち、児童一人一人の心に寄り添う教師
- ・自らの心身の健康に留意をし、職務に全力を尽くす教師
- ・絶えず研修に努め、児童や保護者から信頼される教師

学校経営方針

- 全教職員の創意と知恵を活かしながら、学校教育目標の具現化を図る。
- 教育活動全体を通じて、児童理解に立脚した児童第一主義の教育を実践する。
- 児童一人一人が自分のよさに気づき、他者と認め合える教育活動を展開する。
- 児童が夢を持ち、その実現に向けて努力ができるよう、教育環境を整備する。
- 家庭や地域と連携を深め、地域に根ざした信頼される学校づくりに努める。

2 豊かな心の育成

- 道徳教育の充実による実践力の育成
- 育みたい力を踏まえた、異学年との交流や縦割り活動の充実
- 自治的な活動の充実
- 気持ちのよい、さわやかなあいさつ指導
- 読書活動及び読み聞かせの実施

4 安全・安心な学校づくりの推進

- 地震・火災・不審者等の避難訓練実施
- ショート避難訓練実施
- 安全な廊下歩行（走らない、騒がない、右側通行）の徹底
- 事故防止年間計画による事故未然防止の徹底

5 生徒指導・教育相談の充実

- いじめの未然防止、早期発見及び解消率100%
- 支援や配慮を要する児童の把握と校内支援体制の充実
- 保護者との積極的な連携
- 個別の支援計画に基づく指導

7 研究・研修の推進(人材育成)

- 学校運営への参画意識の向上
- 教職員事故根絶
- 教職経験やライフステージに応じた研修への意欲的参加
- 学校課題の解決を図り、教員相互理解を深める校内研修の推進
- 総合型校務支援システムの活用

8 働き方改革の推進

- 校務支援システムを活用した業務の効率化
- タイムマネジメントの視点での校務の見直しと意識改革
- 学校行事計画の改善